

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[3]、
TOP・MPDのS・A[3]を
一緒に勉強しよう!



天皇

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く(憲法1条)。

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する(憲法2条)。

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ(憲法3条)。

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない(憲法4条1項)。

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ(憲法7条)。

天皇の地位

1 私人としての地位

天皇も人間である以上、**私人**としての地位に基づき**私的な行為**を行う。これには、法の特別の根拠規定を必要としない。しかし、天皇の象徴としての地位、特に非政治的な地位に照らして政治的色彩を帯びる**表現の自由**、**参政権**、**外国移住**・**国籍離脱の自由**が認められないなど**一定の制約**を受ける。

2 象徴としての地位

天皇は、**象徴**としての地位に基づいて**公的行為**を行う。

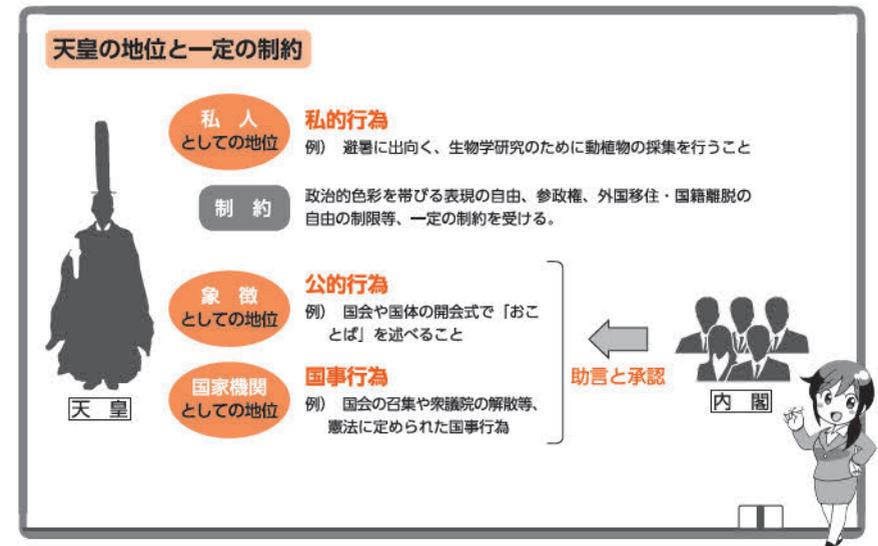
知っ得メモ

象徴の意味

象徴とは、無形のもの、抽象的なものを、有形のもの、具体的なものに具現化することをいう。天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である。

3 国家機関としての地位

天皇は、**国家機関**としての地位に基づいて憲法の規定する**国事行為**を行う(憲法4条1項)。



天皇の権能

憲法上、天皇は**国事行為**のみを行うと規定されているが(憲法4条1項)、これは国家機関としての天皇について規定したもので、天皇が象徴として**公的行為**を行うことを否定する趣旨ではない。

1 内閣の助言と承認

天皇が**国事行為**を行うには、**内閣の助言と承認**が必要である(憲法3条)。天皇が象徴として行う**公的行為**にも内閣の助言と承認が必要である。

この規定は天皇の行為が内閣の意思に基づくことを要求する趣旨であることから、内閣の「助言」と「承認」の2つの行為を必要とするのではなく、「助言と承認」が**1つ**の行為として行われれば足りる。

2 内閣の責任

天皇が国事行為を行っても、天皇が責任を負うことはなく、**内閣**がその**責任**を負う(憲法3条)。天皇は内閣の意思に基づいて国事行為を行うのであるから、責任を負わず、内閣は天皇の国事行為に際して助言と承認を行うのであるから、内閣が自らの行為について責任を負うことになる。

解答

本事例における甲男は、**強要罪**ではなく、**2項恐喝罪**の刑責を負う。



人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する(刑法249条1項)。

前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする(刑法249条2項)。

恐喝罪

1 意義

人を**恐喝**して、相手方の**畏怖**に基づく**処分行為**により、**財物又は財産上の利益**を得る犯罪をいいます(刑法249条)。

2 恐喝行為

(1) 恐喝

恐喝とは、財産上の**処分行為**を行わせる手段として、**暴行・脅迫**を加えて**畏怖**させることをいいます。この場合の**暴行・脅迫**は、相手方を**畏怖**させるに足りるものであることが必要です。ただし、**暴行・脅迫**が**反抗**を抑圧させる程度の場合には、**強盗罪**(刑法236条)となります(最判昭24.2.8)。



判例

強盗罪と恐喝罪の相違点

他人に**暴行**又は**脅迫**を加えて財物を奪取した場合に、それが**恐喝罪**となるか**強盗罪**となるかは、その**暴行**又は**脅迫**が、**社会通念上一般**に被害者の**反抗**を抑圧するに足りる程度のものであるかどうかという**客観的基準**によって決せられる(最判昭24.2.8)。



A男さんの息子さんが
傷害事件を起こしたって
聞いたんですよ～

傷害事件を警察沙汰にすると脅迫してA男を
畏怖させ、その結果、契約の締結によりマン
ションの利用という財産的利益を不法に取得
したといえるね。



(2) 害悪

脅迫の内容である害悪は、**違法なもの**である必要はありません。すなわち告訴・告発するなどの権利行使を通告しても、それが**不当な財物・財産上の利益**の取得手段であれば、脅迫に当たります。

3 1項恐喝と2項恐喝

恐喝罪は、財物を交付させる**1項恐喝**と、財産上不法の利益を得る**2項恐喝**に分けられます。

4 財産的損害

恐喝罪は**個別財産**に対する罪であり、恐喝されなければ交付しなかった**財産の交付自体**が**財産的損害**であると解されています(大判明44.12.4参照)。



いや～助かります A男さん
ちゃんとの半年家賃も払ってるし
文句はないでしょう？

甲男が家賃を支払っていたとしても、
脅迫されなければ賃貸借契約を締結
しなかったため、マンションの利用
自体が財産的損害に当たるね。



強要罪

強要罪とは、相手方又はその親族の**生命、身体、自由、名誉、財産**に対し**害を加える**旨を告知して**脅迫**し、又は相手方への**暴行**を用いて、**義務のないこと**を行わせ、又は**権利の行使**を妨害する罪をいいます(刑法223条)。

なお、**2項恐喝罪**が成立するときは、**一般法・特別法**の関係から強要罪は成立しません(名古屋高判昭34.8.10)。



判例

恐喝罪と強要罪の関係

恐喝罪は、強要罪に対する**特別罪**であるとの関係が認められるから、**恐喝罪**の成立しない場合には強要罪は成立するが、**恐喝罪**の成立する場合には別に強要罪は成立しない(名古屋高判昭34.8.10)。